

(第十五部)

第二回 参議院通信委員会會議録第十八号

昭和二十三年七月五日(月曜日)午前十一時一分開会

本日の會議に付した事件

○通信職員訓練法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(澤水六郎) それでは只今から通信委員会を開きます。通信職員訓練法案を議題にいたします。

この法案は衆議院で第二條の第二項が削除されて修正して参つたのであります。その修正案について政府側は一應この衆議院の修正についてのお考えを伺つて、その修正の理由その他について一應の御説明を最初に聞いて置きたいと思ひます。

○政府委員(大野勝三) 昨日衆議院におきまして通信職員訓練法案の最終の委員会があり、引続き本會議に提案されました。只今委員長のお話がございますように、第二條の第二項を削除するといふ修正の上可決に相成つた次第でございます。昨日の最終の衆議院の委員会におきまして、委員長より第二條の第二項を削除するに至るまでの経緯の説明がありまして、その大要を御報告申し上げます。大体次のようでございます。この通信職員訓練法案につきましても、當委員会におきましても種々御意見が出ましたとは同様に、御意見が衆議院の通信委員会の方でも出ておりました。結局職員の専門職業訓練の必要性は十分認められるのでありますけれども、少くともこの訓練を執行するについては、現在の訓練の機構その他を十分に活用するような

用意はなくてはなるまいといったような御意見、それを中心にして只今申し述べましたような修正案が提出されるに至つたのでございますが、この修正案が提出される前におきましては、衆議院の通信委員会の委員長及び理事の方で十分に議を圖められ、そして事前に關係方面とも折衝をなさつた模様でございます。その結果、關係筋の了解も成立して、その上で修正案を委員会として正式に取上げられ、そしてそれが可決になつたといふような経緯になつております。その理由は、衆議院の通信委員会の御説明では、この第二條第二項のごとき事項は、これは主として運用上の問題であるから、特に法律の規定として残して置く必要はあるまいといふのが理由の要点でございます。以上簡單でございますが修正になりました経過とその理由の要点を申し上げます。

○委員長(澤水六郎) 御質疑のある方はお願いいたします。

○千藤信二 私の質問いたします。これは、従来の委員会の席上においてもいろいろと質問も重なられ、又政府の方からも御答弁のあつた事項と重複するのでもございまして、記録なしにやりました關係からいいますと、私共明確に再びこの問題を速記録の上に残して置きたい、こゝういふ考えから御質問する次第でございます。

その第一点は、第二條の第一項でございますが、「通信大臣は、専門的な學科を除き」といふ言葉になつておりますが、この専門的な學科目という學科の範圍といふものをどういふふうにお考えになつておられるか、實際に直接に必要といふふうにお考えになつておられるか、それとも相當範圍の廣いものにこの字句をお考えになつておられるか、その点についての御答弁を承りたいと思ひます。

それから第二点は、若し教授する學科目が非常に狭小な範圍になるといふことになりまして、勢い専門的な例えれば電信なら電信通信の技術だけを訓練するといふことになりまして、學科目の一日における配列が非常に無理を生ぜざるを得ない。こゝういふ点からも関連いたしました教授の具體的方法をどういふふうにお考えになつておられるか。

それから又もう一つは、仮にこの範圍といふものを非常に狭小な狭ばめられた範圍に考えられて、技術的な訓練だけを取上げるということが仮にあるといたしますと、どうしてもこゝういふものの訓練の過程というのとは一定の年月を経なければ、幾ら無理に訓練を施してもなかなか従事員としての資格を確保することができないように考えられるのでございまして、この点についてもどういふふうにお考えになつておられるか、政府の御所信を承りたいと存する次第でございます。

それからその次は、從來ありましたところの通信講習所が附則によりまして廢止ということになつておりますが、從來の通信講習所の施設といふものは相當充實した形において設けられておるようでございます。この通信講習所を新しく切換えられた訓練法案によつて訓練所という形に持つて行く場合に、どの程度に現有施設を活用する用意を持つておられるかどうか。

それから又若し訓練の範圍といふものが從來よりも狭ばめられるということになりますと、現在通信講習所に勤務しておるところの従事員に対して、特に教育に対して相當大巾な行政整理といふことも考えられるわけでございますが、政府としてはそれらの従事員に對してどういふ方法を以て対処して行くお考えであるか、そのまゝこの新しい訓練法案に基くところの教授に充てて行くように方針を採つておられるかどうか、その点についての政府の明確な御答弁を承りたいと存じます。

○政府委員(大野勝三) 第一にお尋ねになりました訓練の範圍の問題でございますが、この法案の第二條に規定の遂行に直接關係があるものに限られるといふ趣旨は、必ずしも技術的な部分だけを指すものとは我々は考えていないのであります。と申しますのは、通信事業には非常に御承知のように各種の面がございまして、その全部に應じてその必要といたします専門的な知識及び技能の種類も範圍もいろいろございます。それらの事業部門の必要に應じてその部門に配属するべき、その部門の仕事を担当すべき職員としては、この程度の職業知識は當然に持つていなければならぬと予定されるものは具體的にそれら今申しました趣旨によつて決定されるわけでございますので、それらの点につきましては只今準備的に我々としても検討をいたしておるところであります。すべての事業部門にその内容が固まつておるわけではございませんが、この委員会におきましても曾て御説明申し上げたことがあるかと存じますが、経過のものにつきましては、すでに御配付いたしました資料の通りで一應やつておりますけれども、更にこの訓練法案成立後における新規の訓練科目、或いは訓練期間等につきましては、只今申しました通り検討中であるといふわけでございます。その一例を申し上げますれば、これは或る程度結論に到達したものでございますが、簡易生命保険及び郵便年金等の仕事に従事いたします、これは言わば幹部級の職員でございますけれども、その幹部級の職員の訓練科目の一例を挙げて申し上げます。すなはち、憲法、民法、商法、会計学、統計学、経営経済学、保険学、或いは外國の保險經營に關する研究といったもの非常に相當専門的ではあります。が、高度の科目を採入れられることになつておるのでございまして、それはまあ簡易生命保險の業務の特殊性から来る一つの必要に應じて、こゝういふふうな決められる見込でございますけれども、その外、郵便、電信、電話等におきましても、必ずしも郵便ならば單に郵便物を処理し、配達を完

了するまでの、そういうことだけでは、これは専門的知識、技能はそれで足れりというわけには参りませんので、必ずその仕事を担当いたしますためには、郵便事業の概要というものを私共としては考へて置かなければなりませんし、更に郵便事業その内容を理解するために必要な科目は、その必要に應じて採入れられる必要があるかと考へております。電氣通信についても同じようなことが言えるわけですが、さすがに、その辺はまだ最後の結論に到達いたしてありませんので、只今折角検討中ではあります。そういうふうな各事業種別に應じて弾力を以て、而も實際の必要に事欠かないように運用がなされなければならぬと考へておる次第でございます。そういう次第でございますから、訓練の期間などもこれは各事業種別の訓練に應じて、長短いろいろの別がありますし、又事業種別の中におきましてもそれらの職員の担当する業務の、何と申しますか段階に應じて、又いろいろ違つて来るわけでございます。そういうところで訓練の範囲を御了解いたしたいと存じます。それから次に御尋ねになりましたこの法律案が成立をいたしますと、通信講習所官制が附則によりまして廢止になります。その場合に現在ござい、ます通信講習所の施設その他、これは私共といたしましてはこの訓練法案が成立をいたしました後も訓練に必要な施設というものは、第三條によりまして、通信大臣がこれを設ける職責を持つておるわけでございますので、その訓練に必要な施設を新たに設けるといふことは無駄なことは重々承知いたしております。

で、在来ござい、ました通信講習所の施設その他を十分に活用をして行きたいと考へておる次第でございます。又職員につきましては、行政整理の必要が起るのではないかと御尋ねでございますが、これは職員につきましては、これは一先ず政令を以ちまして全部講習所官制が廢止になりましたものを通信本省の職員に組織をいたす措置を今進めておりますので、御尋ねになりません。たうな、そういう問題は起らないものと考へております。尙これらの職員、教職員の人は在来長年に亘つて専門的に教育訓練のことに従事された、言わばエキスパートでありますから、新訓練による要員としても原則としてこの人達をその方に振向けるようにいたしたいと考へておる次第でございます。

○千葉信重 只今政府の御方針を承りまして大体了解いたしましたけれども、私共この第二條を私共の通念に従つて読みますと、どうしてもこの表現では非常に教育の範囲というものが局限せられて、従つて従来通信省において通信講習所で行つておりました教授状態からいたしますと、非常に従業員が教育水準の低い状態において職務に就かざるを得ない。こういうふうな私共感銘を受けるのでござい、ますが、私共現在のいわゆる六・三制というものは、根本の理念におきましてはこれは立派なものでござい、ます。けれども、日本における教育の混亂を惹き起さざるを得ない。どうしてもこの六・三制の施設というものは、財政的の点からいまして、必ずしも当初考へられたいやうな理論的な立場を十分に覆つて行くことができない。従つてこの六・三制の混亂の時期というものは、一般國民の學問の水準というものがどうして低下を遂げ得られないということ、これは誰でも認めておるところなところでござい、ますが、こういう混亂した状態の中で、この訓練法が実施されるというところは、私は非常に問題になるのではないかと、こういう点を考へられ、ますので、只今の政府から承りました御方針というものを御準備中と聞きまして、私共のほうも、その準備の点について私共のこころいう現在の六・三制の施設の成果というものが、なか／＼期待し難いというところに制限せられまして、十分に教育の範囲というものについて、深甚なる考慮を私は希望せざるを得ない次第でございます。

○新谷實三郎 先般の委員会で一應お尋ねした点でありましたが、通信大臣がお見えにならなかつたように思ひます。それで多少重複するかも知れませんが、一つだけお尋ねして置きます。私は第六條の關係であります。通信大臣は通信事業を復興するに於いても、通信事業の運営をもつと合理的にし、且つ民衆の要望に副うように持つて行くのにも、要するに問題は人にあるというのを再々お述べになつておられます。私もその点につきましては全く同感であるのでありますが、従業員の素質を向上せしめるということ、その人の運営につきまして考へるべき第一の要諦ではないかと思ひ、あります。その意味におきましてこの訓練法案は相當重要な方針を定めるものであると思ひ、ますが、第六條を見ますとこれは從來あまりこころいふた例はないので、今度から組織的に第六條のようなことを訓練の一つとしておやりにならうということにつきまば、これは非常に有効に活用されまじ、て、従業員の素質を向上する上に非常に役立つ制度ではないかと私は考へております。そこで御伺いたしたいのであります。この第六條の運用につきまして、私は一般からも適切な有能の士を事業に吸収して来ることは固より必要であります。現在では教育程度も高くない人でも素質のよい人で非常に事業に對して熱意を持つておる人、そういう人に対しては成るべく廣くこの第六條を適用して、従業員の中からその事業に對する熱意を持つておる者に、進んでこころいう教育機関等に入つて研修をするという機会を成るべく與えた方がよいのではなからうかと思ひ、ます。又現在の状況から見ましても、そういうふうな持つて行くことが極めて適切だ、と思ひ、ますので、まあ、予算等につきましては、まだ実施計画もはつきりと決まつていないようにこの間伺つたのであります。が、この第六條のいふ方面に對する活用につきまして、大臣がどういふふうな考へでおられますか。これは私は是非廣く活用されまじ、て、單に幹部級のみにならず、一般従業員にこころいう制度が適切に活用されることにしたいと思ひ、ますのであります。その点大臣から明確に御返事を頂きたいと思ひ、ます。

○國務大臣(通信省) 只今の新谷さんの御質問といひ、又先程の千葉さんの御質問といひ、通信事業に對する非常な御理解と、そして従業員に對する御同情を感じる点からの御質問等承りまして、私は謹んで敬意を表します。固より私共この訓練法を制定しますゆえんのものは、世間で一部に誤解のあります。いわゆる單なるこの機關として作れば、それで足りるという意味合においては、それはござい、ません。仕事は、ただ單に技術、知識というだけで問題が解決されるのではなくて、いわゆる人格の陶冶及び思想の堅實化、そうした問題の基礎の上に立つての知識教育、技術というものがあつて、その点に關します熱意におきましては、私共決して欠くるところはないとみずから信じておるのでござい、ます。ただ、この法制を出しますゆえんは、たゞ／＼政府委員の方からも御説明申上げたと思ひ、ますが、從來の教育の程度において欠くるところがあるためと、今一つは従業員に一つの大きな希望と抱負を與えたいという建前から、講習所というものの設置はされたものと考へ、ますし、その点に關しまして、非常な貢獻をなしたことは、私共これを認める次第でございます。併しながら御案内のごとく、新憲法が実施せられまして、いわゆる官僚のセクシヨナリズム、或いは典型的な人物の養成ということが擧げられて、そして普遍的に教育基本法に基くものによつて、一つの一般的な教育を高めて、その上に就業せしめるというものが教育の理念であるかと思ひ、ます。この意味におきまして六・三制の施設、或いは新制高等学校、或いはその他実業専門学校、大学というやうなそれ／＼の課程におきまして必要な一般教育は施されるわけでございます。更に通信事業に必要とする教科目を訓練するというのが大体の主眼

施設を新たに設けるということは無駄なことは重々承知いたしております

たしましても、必ずしも当初考えられたような理論的な立場を十分に譲つて

條を見ますとこれは從來あまりこつた例はないので、今度から組織的に

する御同僚諸君の点からの御質問等承りまして、私は謹んで敬意を表しま

まして、更に通信事業上必要とする教科目を訓練するというのが大体の主眼

でございます。併しながらこれは、今千葉氏も述べになりましたように、現在の過渡的形態の下においては、必ずしも六・三制の実施により教養が高まつて来ると思えないので、この点においては、この運営の面において、大いに我々が苦心努力をしなければならぬところかと思つております。この点に關しましては、私共できるだけの努力をいたしまして、この御心配になつたような点を排除して参りたいと思つております。

第二点のいわゆるこの通信省がこういうものを持つておるために、いわゆる就業しながら向學して、學問を修得して、社会的な立派な人物になれるという一つの希望に対する失望と言いますかそういう点であります。それは、いわゆる従來通信事業なるものが、著しく劣悪なる労働條件の下に置かれたといふことは、私は大胆に認めなければならぬ点であらうかと思つてございます。従いまして私共はこの通信事業の重大性と、つまり文化國家の神經系統を抜くこの通信事業の重大性が、社會一般にも認識されま

た。私の申上げた意味も、十分御理解下さつておるものと存じます。この第六條の運用に關しましては、只今大臣の御答弁になりました趣旨に従つて、この二十三年度から、成るべく特殊の幹部だけではなしに一般従業員にも、できるだけの第六條の適用を廣め、そして現場から幹部、中堅に至りま

殖えるかというお尋ねでございますが、その点は実は訓練計画を只今検討中でございます。その訓練計画の内容容如何に關係するところでございますので、只今のところ、ちよつと分りかねますので、お答えをお許し願ひたいと思ひます。それから無線電信講習所の經費は、二十二年までは通信會計において支出をいたしておつたのでござい

きました。それは「第二條この法律の規定に基き通信大臣の行う訓練は、通信職員に相當する業務の遂行に必要なものに限られる。」途中に「直接關係がある」とありましたのを、「必要なもの」と訂正いたしましたこと、以下の條項を全部削除した修正の提案でありま

そのいわゆる委託制度というものは、実は我々も非常に骨を折りました。その關係方面に折衝いたしまして、この項を入れたような次第でありまして、このことは、國家財政の許す限りにおいて、私は一般的に、普遍的に、一部のただ英才を目的とするといふことになしに、できるだけ多くの人に向學の機会を與えるように努力をいたしたいと念願する一人でございます。又私共の命数もいつまでか分りませんけれども、恐らくこの精神は、通信省の事務當局においても引継がれて、いや増すこの通信事業の従業員の人的素質の向上といふことが、そういう方面に向つては、努力をしない限り、我が國の選れたる通信事業を世界各國の通信事業に伍して、本當に完璧を期し得るといふことは不可能と思ひます。こうした至上命令の建前からも、この機構の運営如何といふものは、非常に重大な關係があると思ひますので、事務當局においても、永久にこの問題を有用に活用するものと私は考へておる次第でございます。

○新谷實三郎君 只今の大臣の御答弁、非常に御親切な御答弁がありまして、私の申上げた意味も、十分御理解下さつておるものと存じます。この第六條の運用に關しましては、只今大臣の御答弁になりました趣旨に従つて、この二十三年度から、成るべく特殊の幹部だけではなしに一般従業員にも、できるだけの第六條の適用を廣め、そして現場から幹部、中堅に至りま

○委員長(深水六郎君) 外に御質疑の方はありませんか、細かいことですが、ちよつと政府委員の方にお伺ひしますけれども、今までの通信従業員に対する教育の一人當りの費用といふのは大体どの見当になつておつたかといふことと、それから従つて本法案が施行されれば經費はどのくらい節約になるかといふような点、或いは今まで無線電信講習所の費用といふのは通信事業特別會計が負担しておつたのか、或いは若しも負担しておつたならばどのくらいであつたか、そういうような点、それから通信大臣の管理する國の業務といふことがありますけれども、これは電波監督の業務もあると思ひますが、それもこの法案によれば入るのかどうかといふような点について御意見を伺ひたい、この法律施行について特に經費を要するの点かどうかというやうなことを、甚だ小さい問題ですが、一應お伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(大野勝三君) 二十二年の実績を見ますと、通信講習所の養成人員一人當りの經費は、年額にいたしまして三万四千円と相成つております。新訓練法実施によりましてこの經費が

○委員長(深水六郎君) 他に御質疑はございませんか。他に御質疑がなければ、千葉委員から本法案の修正案が出ておりますから、千葉君から御説明を承りたいと思ひます。

○千葉信吉 本法案における第二條の修正案を、私は次のように提出してお

○委員長(深水六郎君) 他に御質疑はございませんか。他に御質疑がなければ、千葉委員から本法案の修正案が出ておりますから、千葉君から御説明を承りたいと思ひます。

○千葉信吉 本法案における第二條の修正案を、私は次のように提出してお

○委員長(深水六郎君) 他に御質疑はございませんか。他に御質疑がなければ、千葉委員から本法案の修正案が出ておりますから、千葉君から御説明を承りたいと思ひます。

○千葉信吉 本法案における第二條の修正案を、私は次のように提出してお

りましたように、私が提案いたしました修正案はこの際撤回いたします。併しながらこの修正案の撤回は、どこまでも時間の関係上その他の点から、この修正案の通過ということが、相当困難な見通しがあるという事実、甚いて、私は撤回いたす次第でございます。併しながら只今私が撤回の理由として申述べましたような事情に基いて、皆さん方も私の撤回をお認めになつておられるようでございますので、私としてはこの際明確に、こういう各委員の意向を今後の訓練の実施の際に政府当局としては十分に活かしてやつて頂きたいと思ひます。以上私は政府当局にはつきり要望いたす次第であります。

○委員長(深水六郎君)他に御質疑はございませんか。それでは御質疑もないようでございますから、これから討論に入りたいと思ひますが御異議ありませんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(深水六郎君) それではこれから討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

○鈴木順一君 私はやはり今千葉さんのお話のような意見を持つておりますが、それにつきまして、私も七、八年間特定郵便局長をした関係もありますので申上げるのでありますが、従事員を採用する場合に、通信従事員の、私達のような小さい特定局においては、小学校の高等科を卒業した人の中で、一番素質のいいのが来るのであります。が、それは比較的素質がよく、頭がよくても家庭が比較的貧困な家庭の人が多いということが多いのであります。

す。その人達は頭がいいけれども、向学心に燃えていても、なか／＼それが行われぬというやうな点から、非常にこの希望を満たすために苦心しておるわけでありまして、この訓練法案が、戦時中の教育がますます低まつたことを更に後退することのないやうに、運用の妙を以て、お願いしたいと思つておるわけであります。勿論この訓練の内容について、普通教育も附随して来るものが多いと思ひますが、それらについてくどいようでありまして、適当な面も含みのある自主的な運用をして頂きたいということを希望申上げて、この法案に賛成する者であります。

○藤田秀雄君 私も衆議院修正案に賛成する者であります。

第一條の目的のところ、通信大臣の管理する國の業務の能率を増進し、ということが第一に語られておるのであります。能率を増進するということは、結局人そのものを立派にしなればならぬということになりますので、ただ単に技術的な面にのみこだわつていたのでは、本當の能率は上らないと思つたのであります。結局は人としての立派なものを作り上げるということがなければその技術も十分に發揮できないことになると思つたのであります。その意味からいたしまして、第二條の一項の後段「通信大臣は、専門的な学科目を除き、一般の学校で通例実施されている学科目について訓練の教程を施すことはできない」とあることは、見ようによつては大變な制限を加えたやうに考えられるのであります。が、そうした所へこだわらずに、むしろ業務の遂行に直接関係があるというものは解釈を十分認識されまして、そこへむ

しる重点を置いて、この法案を運営するといふときによく御考慮願うということをお願いいたしまして賛成する者であります。

○大島定吉君 私も衆議院送付の修正案に賛成の意を表します。但し希望をいたしまして、先程千葉委員が撤回された修正案の運用に當りまして、よく考慮して成るべく千葉委員の意思に副うやうに運営の実を挙げられるやうに希望いたしまして賛成の意を表します。

○油井賢太郎君 私もこの提案には賛成であります。一つ申上げたいことは、とにかく通信従事員が現業官廳にあつて最も忙しい、又最も疲勞の伴う事業であるといふことは皆さんお認め通りであります。こういうふうな訓練組織の所で以て、技術のみでなく人格の陶冶並びに日本再建というやうな大きな意気込みに燃えるくらい的人物をどんどん出すといふやうなところまで訓練を施すといふ点に最も重きを置かなくてはならぬと思つたのであります。こういう点を十分御考慮下さいまして、この法案を活かして行くやうに大臣にお願いして賛成する次第であります。

○新谷寅三郎君 私も衆議院で修正された原案に賛成する者であります。が、先程来大臣からも懇談の席上で言明せられましたやうに、要するに通信事業の運営の根幹は人の問題にあるのであります。結局従事員の素質を向上せしめ、これにあらゆる方法で教育と申しますか、向學の機会を與えるといふことが、これは従業員全般の希望でもありますし、事業にとりましてこれは非常に重要なことであると思ひま

すが、その意味を十分に運用に當りまして活用して行かれまして、この法案の運用上我々の希望と相反しないやうに是非御注意をお願いいたしまして賛成をいたします。

○水橋龍作君 先程から皆さんの言われておることと同感であります。特に大臣及び政府委員がこの法案そのものを十分に善処すると言われたそのお言葉を信じまして、そうして今までの通信講習所以上に、従業員が喜んでこの法案ができたことによつて従業員が恵まれるという方向に持つて行つて頂けると、それを期待いたしまして、この法案に賛成するものであります。

○委員長(深水六郎君) 別に御意見ございませんか。

○千葉信吉君 私はこの法案の通過ということに反対いたします。私は眞正直に申上げてこの修正案を撤回するの余儀なきに至つたことは我々の自主的な意思によるものでなくて、現在の日本の置かれておるところの悲しむべき客觀的情勢のせいであるといふことの認識の点におきまして、私は肯定しがたいという氣持を以て、この法案の通過に反対いたします。

○委員長(深水六郎君) 別に御意見ございませんか。別に御意見もないやうでありますから討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(深水六郎君) それではこれから採決に入ります。通信職員訓練法案を議題といたします。

尙本案は衆議院修正送付のものが原案となります。これを原案通り可決することに賛成の方の御起立を願ひま

す。

【起立者多数】

○委員長(深水六郎君) 多数と認めます。よつて本案は可決と決定いたしました。尙本會議における委員長の口頭報告の内容は本院規則第四百條によつて予め多数意見者の承認を経なければならぬことになつております。これは委員長において本法案の内容、委員会における質疑應答の要旨、討論の要旨及び表決の結果を報告することとし御承認を願うことについて御異議ありませんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(深水六郎君) それでは本院規則第七十二條によりまして、委員長が議院に報告する報告書に多数意見者の御署名を附することになつておりますから、御賛成の方は順次御署名を願ひます。

【多数意見者署名】

○委員長(深水六郎君) 署名洩れはございませんか。ないと認めます。本日はこれにて散會いたします。

午後零時三十四分散會
出席者は左の通り。

委員長 深水 六郎君
理事 水橋 龍作君
委員 鈴木 清一君
千葉 信吉君
大島 定吉君
鈴木 順一君
油井賢太郎君
井上なつゑ君
尾崎 行雄君
新谷寅三郎君
鈴木 直人君
堀越 儀郎君

よくても家庭が比較的貧困な家庭の人が多いということが多いのでありま

の遂行に直接関係があるというものの
解釈を十分認識されまして、そこへむ

もありますし、事業にとりましてもこれは非常に重要なことであると思いま

案となります。これを原案通り可決することに賛成の方の御起立を願います。

鈴木 直人君
堀越 儀郎君

國務大臣

藤田 芳雄君

通信大臣

富吉 榮二君

政府委員

通信政務次官

下條 恭兵衛

通信事務官
(総務局長)

大野 勝三君

(松務局長)

昭和二十三年九月二日印刷

昭和二十三年九月三日發行

參議院事務局

印刷者印刷局

(第十五部)

(四)